

令和〇年 〇月 〇日

(宛先)  
平塚市長

【法人】履歴事項全部証明書の本店住所  
【個人事業主】納税地住所

住所（所在地） 神奈川県平塚市浅間町〇番〇号

企業等名称 〇〇〇〇株式会社

代表者職氏名 代表取締役 平塚 太郎

平塚市子育て支援企業応援奨励金交付申請書

平塚市子育て支援企業応援奨励金の交付を受けたいので、平塚市子育て支援企業応援奨励金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

奨励金額は一律 200,000 円です。  
※奨学金返還支援制度導入による奨励金額の加算がある場合は、250,000 円と記入してください。

1 奨励金交付申請額

奨励金交付申請額	250,000 円
	■ 奨学金返還支援制度導入による加算（5万円）あり

2 添付書類

すべての必要書類を揃えたうえで、申請してください。

■	事業者情報調査書（第2号様式）
■	平塚市子育て支援企業応援奨励金就業規則確認報告書（第3号様式）
■	平塚市子育て支援企業応援奨励金誓約書（第4号様式）
■	事業を営んでいることを証する書類 【法人の場合】現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し 【個人事業主の場合】確定申告書の写し。創業期の場合は開業届の写し。
■	一般事業主行動計画
■	一般事業主行動計画届出の写し（付）
■	一般事業主行動計画を外部へ公表 （例：「両立支援のひろば」や自社ホームページ等）
■	一般事業主行動計画を従業員へ周知 （例：社内イントラネットの画面を印刷した書類、社内掲示板及び掲示物の写真 等）

【法人の場合】  
・履歴事項全部証明書等は、記載内容が現在と変更が無ければ、発行日は問いません。  
【個人の場合】  
・平塚市内で事業を営んでいることが証する資料を提出してください。【例】開業届、確定申告書の写しなど

■	一般事業主行動計画に基づき定めた又は改定した就業規則※（平塚労働基準監督署の受付印のあるもの）及びその他これに準ずる書類の写し ※就業規則(変更)届の写しを併せて添付してください	就業規則（諸規程含む）は、令和8年3月1日以降新たに定めた又は改定したものであること。
■	一般事業主行動計画に基づき改定する以前の直近の就業規則の写し	
■	平塚市イクボス宣言企業であることが確認できる書類 （平塚市イクボス宣言企業の登録通知の写し、登録を更新している場合は更新完了通知の写し）	
■	市税完納証明書の写し（3ヶ月以内に発行されたもの）	
————— 以下、該当事業者のみ —————		
<b>【従業員の奨学金返還支援制度整備に新たに取り組んだ場合】</b>		
■	従業員の奨学金返還支援制度について規定した就業規則※（平塚労働基準監督署の受付印のあるもの）及びその他これに準ずる書類の写し ※就業規則(変更)届の写しを併せて添付してください	奨学金返還支援制度は、令和8年3月1日以降新たに定めたものであること。
■	従業員の奨学金返還支援制度について規定する以前の直近の書類の写し	



(宛先)  
平塚市長

【法人】履歴事項全部証明書の本店住所  
【個人事業主】納税地住所

令和〇年 〇月 〇日

住所（所在地） 神奈川県平塚市浅間町〇番〇号

企業等名称 〇〇〇〇株式会社

代表者職氏名 代表取締役 平塚 太郎

平塚市子育て支援企業応援奨励金就業規則確認報告書

平塚市子育て支援企業応援奨励金の申請に伴い、新たに定めた  
専門家（平塚市子育て支援企業応援アドバイザー）による確認を  
奨励金申請には全ての項目が「可」である  
必要があります。

専門家（平塚市子育て支援企業応援アドバイザー）による確認項目です。専門家派遣時に記載を依頼してください。奨励金申請には全ての項目が「可」である必要があります。

（以下、専門家記載欄）

項目	確認内容	可	否
一般事業主行動計画の要件	策定し、神奈川労働局に届出しているか	○	
	次世代育成支援対策の内容として一般事業主行動計画で定めた事項が3項目以上であり、うち1項目以上が「妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備」該当事項か	○	
就業規則の要件	令和8年3月1日以降新たに、一般事業主行動計画に基づき定めた又は改定したものか	○	
	平塚労働基準監督署の受付印が押印されているか（令和8年3月1日以降の日付か）	○	
	定めた又は改定した内容が、従業員の賃金（手当含む）、補助・助成制度、休暇、労働時間のいずれかに係る内容（制度）か	○	
	定めた又は改定した内容が、平塚労働基準監督署への届出日時点で施行されている関係法令を上回る水準か	○	
	定めた又は改定した内容が、令和8年度に施行される関係法令への対応内容のみとなっていないか	○	
——— 以下、該当事業所のみ（奨学金返還支援制度導入加算を受ける場合のみ） ———			
就業規則の要件	令和8年3月1日以降新たに、従業員に対する奨学金返還支援制度が定められているか	○	

以上、奨励金の申請に伴い、就業規則が適切に作成されていることを確認しました。

令和〇年 〇月 〇日

平塚市子育て支援企業応援アドバイザー：（氏名） 平塚 花子

(宛先)  
平塚市長

【法人】履歴事項全部証明書の本店住所  
【個人事業主】納税地住所

令和〇年 〇月 〇日

住所（所在地） 神奈川県平塚市浅間町〇番〇号

企業等名称 〇〇〇〇株式会社

代表者職氏名 代表取締役 平塚 太郎

### 平塚市子育て支援企業応援奨励金誓約書

私は、平塚市子育て支援企業応援奨励金交付申請に当たり、次のことについて誓約します。

#### 記

- 1 過去に平塚市子育て支援企業応援奨励金交付要綱に基づく奨励金の交付を受けたことはありません。
- 2 本申請に伴い提出する就業規則（賃金や育児休業に関する規定を含む）について、従業員へ周知しています。
- 3 平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条第2号から第5号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。また、平塚市暴力団排除条例第8条の規定により、申請書及び提出書類の内容を、神奈川県警察本部に照会することに同意します。
- 4 申請書及び提出書類の内容を、平塚市が官公署へ情報提供することに同意します。
- 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業を行う者ではありません。
- 6 営業に関して必要な許認可等を取得しています。
- 7 本申請書の内容に虚偽はありません。  
内容の虚偽又は平塚市子育て支援企業応援奨励金交付要綱に反する等、奨励金を交付することが適当でないと思えられる事由が発生した場合は、その奨励金の全部又は一部を、市長が定める期限内に返還することに同意します。

以上